

塵芥（不燃物）収集・運搬及び処分委託仕様書

1 業務の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、神奈川県立がんセンターの排出する特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物（ガラス・金属・廃プラスチック類）の収集・運搬及び処分を適正に履行することを目的とする。

2 履行場所

神奈川県立がんセンター

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

- 4-1. 本契約の対象となる廃棄物の種類は、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物（ガラス・金属・廃プラスチック類）とする。
- 4-2. 収集・運搬とは病院敷地内の専用廃棄物保管所（1ヵ所）からの収集及び中間処理施設または最終処分施設までの運搬である。
- 4-3. 収集・運搬は、原則として、土曜日・日曜日を除く毎日午前7時30分から午後5時15分の間に行うものとする。ただし、収集時間及び年末年始（令和8年12月29日から令和9年1月1日まで）の対応については、事前に発注者と協議するものとする。
- 4-4. 運搬と別にコンテナを専用廃棄物保管所に仮置きするものとする。仮置きするコンテナのサイズ及び容量等は、発注者との協議のうえ決定し、令和8年4月1日から使用開始できるよう準備すること。
- 4-5. 処分とは発注者が収集運搬業者に委託した廃棄物を受注者が受入れ中間処理、最終処分を行うことをいう。中間処理、最終処分の方法は契約書にて明示すること。

5 業務を行う上での注意事項

- 5-1. 本仕様の全工程を通じて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守すること。
- 5-2. 本契約に使用するマニフェストは受注者が準備するものとする。

6 排出予定数量及び収集予定回数

予定数量 107 t

※内訳（ガラス：15 t、金属くず：22 t、廃プラスチック類：70 t）

予定回数 261 回

※予定回数は目安数値であり、契約期間中の発注を約束するものではない。

7 請求条件

請求は当該月に廃棄物を収集運搬した回数に処理単価を乗じて算出される金額に消費税を加えた額に基づき行う。

8 その他

8-1. 業務の請負に際して、受注者は発注者に以下の書類の原本を提示またはその写しを提出しなければならない。なお、これらの書類またはその写しは契約書の一環をなすものとして、契約書に添付する。また、契約期間中にこれらの事項について変更がある場合、受注者は発注者に対し、当該変更のあった書類を提示または提出するものとする。

- ・産業廃棄物収集運搬許可証
- ・産業廃棄物処理業許可証
- ・最終処分の業者名・所在地を記した書類

8-2. この仕様書に定めのない事項であっても、受注者は廃棄物処理業務上当然行うべき事項については随時担当者と連絡を取り、実施にあたり不明な点等について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。